

## すみれ通信掲載基準

制 定 平成 14 年 4 月 1 日

最近改定 令和 3 年 3 月 1 日

### 1 すみれ通信とは

広報よこはまほどがや区版（以下「区版」という）の「すみれ通信」は、保土ヶ谷区民を対象に実施する非営利で、公益的な事業等の情報を掲載するために設けます。また、「すみれ通信」は依頼者の誠意に基づくものとし、区民の情報交流と区民活動の活性化を支援することを目的としています。

### 2 掲載依頼の方法

「すみれ通信」に掲載を依頼する者は、すみれ通信掲載依頼書に必要事項を記入し、掲載希望月の前々月 5 日まで（5 日が休庁日の場合は、その前の開庁日。）に、持参・郵送・F A X または電子メールにて区役所広報相談係に提出してください。

### 3 掲載内容

「すみれ通信」に掲載できる内容は、「1 すみれ通信とは」で規定する目的に合うもので、市民または市民団体・サークルなどが実施し、保土ヶ谷区民を主に対象にするものとします。

ただし、次に該当する内容は掲載しません。

#### (1) 営利を目的とするもの

- ・依頼者が講師謝礼を受け取っているもの
- ・「経費予定表」により、収入が支出より多くなっているもの
- ・掲載依頼書の「経費予定表」の記載内容により、編集会議が営利目的と判断したもの

#### (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの

#### (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの、又はそれを目的とする団体が主催するもの

#### (4) 特定の公職（公職選挙法第 3 条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの、又はそれを目的とする団体が主催するもの

#### (5) 公益を害する恐れのあるもの

#### (6) 内容を偽った掲載依頼書、またそれにより区民とトラブルになった依頼者や団体

#### (7) 直前の掲載から 6 か月以上経過していないもの

#### (8) 対象が特定の区民または区内の特定の地域に限定されるもの

#### (9) 会場が区外または個人宅のもの

#### (10) 「広報よこはま全市版」または「県のたより」に掲載されるもの

#### (11) その他、編集会議で掲載することが不相当と判断されたもの

**○裏面に依頼時の注意事項があります。最後までお読みください。**

#### 4 依頼時の注意事項

- (1) 参加者から費用を徴収する事業等は、掲載依頼書うらの経費予定表を必ず記入してください。
- (2) 事業等の日程が掲載月の 11 日以降のものに限ります。
- (3) 事業等で参加者募集を先着順としているものは、受付開始日が掲載月の 15 日以降、抽選としているものは受付締め切り日が掲載月の 18 日以降のものに限ります。
- (4) 原稿は掲載依頼書をもとに区役所広報相談係が編集します。
- (5) 区版の編集上、「すみれ通信」を休載することもあります。
- (6) 掲載希望が多い場合、当基準に合致しているものを対象に抽選を行います。抽選は区役所区政推進課職員が区役所内の会場において厳正に実施し、その結果により掲載をお断りする場合があります。休載や抽選結果により掲載できないもので、翌月以降の掲載を希望する場合は、再度依頼書を作成し提出してください。
- (7) 掲載依頼書に記載された連絡先と連絡がとれない場合や校正の確認ができない場合は、掲載しません。